

令和3年7月12日

お客さま各位

株式会社 福岡中央銀行

## 「収益分配金のご案内」等の郵送廃止のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、福岡中央銀行では、投資信託および公共債をお持ちのお客さまに、各投資信託の決算で分配金が支払われる場合や公共債における利払い時に下記「収益分配金のご案内」等(以下、総称して「分配金のご案内」と表記します)を郵送していましたが、令和3年9月1日より廃止させていただきますのでお知らせいたします。

「分配金のご案内」の郵送廃止後は、定期的に郵送しております「取引残高報告書」等でお支払い状況をご確認くださいようお願い申し上げます。

今後ともより良いサービスの提供に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 廃止するご案内文書

名称	対象となるお客さま ※	廃止時期
収益分配金のご案内	「特定口座・源泉徴収あり」を選択されている個人のお客さま	令和3年9月1日
収益分配金再投資のご案内		
利金のご案内(債券)		

※ 法人または上記対象に該当されない個人のお客さまへは引き続きご郵送いたします。

#### 2. 分配金や利金のご確認方法

- ・分配金や利金のお支払状況は「特定口座年間取引報告書」にて前年分をまとめて翌年1月にご報告させていただきます。(ただし、特定口座内での譲渡取引または分配金・利金の受入が1年間無かったお客さまは対象外となります。)
- ・「取引残高報告書」でも分配金や利金のお支払状況をご確認いただけます。「取引残高報告書」は原則として3ヵ月毎(1月、4月、7月、10月)、ご報告対象期間中に投資信託や公共債のお取引がない場合は1年に一度の郵送となります。

#### 3. 「分配金のご案内」郵送廃止の理由

「分配金のご案内」は、「支払通知書」としてお客さまへ交付することが税法上定められておりましたが、平成20年度税制改正により平成22年1月1日以後に特定口座に受け入れた分配金等は、「支払通知書」の作成要件から除外されました。

当行では、「特定口座年間取引報告書」に「支払通知書」の内容を記載しているため、「分配金のご案内」の郵送を廃止させていただくものです。

以上

#### 【本件に関するお問合せ】

本件につきましてご不明な点がございましたら、お取引店または下記までお問い合わせください。

市場営業部 電話 092-751-4435 (受付時間 平日 9:00~17:00)